

(目的)

第1条 この要綱は、農業・農村の有する多面的機能の発揮・維持を図るための地域活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しすることを目的に、多面的機能支払交付金実施要綱(平成27年4月1日付け26農振第2155号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。)及び宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱(平成27年4月9日付け宮崎県農政水産部長通知。以下「県の交付金要綱」という。)に基づく事業を実施する活動組織(以下「団体」という。)に対し、交付金を交付するものとし、その交付に関して補助金等の交付に関する規則(昭和46年新富町規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、国の実施要綱及び県の交付金要綱に基づいて行われる事業のうち、別表に掲げる事業とする。

(補助事業者の要件)

第3条 交付金の交付を受けることができる団体は、町長から事業計画の認定を受けた活動組織又は町長から事業計画及び広域協定の認定を受けた広域活動組織とする。

(補助対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費とする。

(交付申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする団体は、多面的機能支払交付金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(令4告示62・一部改正)

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し適当と認めたときは、必要な条件を付して交付金の交付を決定し、多面的機能支払交付金交付決定通知書(様式第2号。以下「交付決定通知書」という。)により、速やかに団体に通知するものとする。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 申請の取下げのできる期限は、前条の規定により交付決定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更の承認)

第8条 第6条の規定により交付金の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、次の各号に該当する場合は、それぞれ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書、収支予算書又は実施設計書の内容を変更しようとする場合 多面的機能支払交付金変更承認申請書(様式第3号)
 - (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、補助事業が予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になった場合 多面的機能支払交付金中止(廃止)承認申請書(様式第4号)
- 2 町長は、前項の申請を承認したときは、第6条の規定に準じ、多面的機能支払交付金変更交付決定通知書(様式第5号)又は多面的機能支払交付金中止(廃止)決定通知書(様式第6号)により、交付決定団体に通知するものとする。

(交付金の交付)

第9条 この交付金は、精算払により交付する。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

- 2 精算払により交付金の交付を受けようとするときは、多面的機能支払交付金交付請求書(様式第7号。以下「交付請求書」という。)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の規定により交付金の概算払を受けようとするときは、多面的機能支払交付金概算払請求書(様式第8号。以下「概算払請求書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前2項による交付請求書又は概算払請求書を受領した場合は、交付金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の規定による実績報告は、交付金の交付決定のあった年度の翌年度の4月末までに、多面的機能支払交付金実績報告書(様式第9号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(令4告示62・一部改正)

(交付金の額の確定等)

第11条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定団体の活動の成果が交付金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、その旨を多面的機能支払交付金交付額確定通知書(様式第10号)により当該交付決定団体に通知する。

(交付金の返還)

第12条 町長は、交付決定団体が規則第18条の規定及び次の各号のいずれかに該当する場合は、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した交付金の全部又は一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 対象農用地が農地転用等により減少した場合
- (3) 地域活動指針に位置づけられた活動以外の目的に使用されていると認められた場合
- (4) 対象農用地が適切に保全管理されていないと認められた場合
- (5) 事業計画に位置付けられた水路、農道等の施設が適切に保全管理されていないと認められた場合
- (6) 地域資源の適切な保全管理のための推進活動による地域資源保全管理構想が作成されなかった場合

2 交付決定団体は、第10条の規定により実績報告した場合において、当該年度に交付金の残額がある場合は、翌年度に繰り越すことができるものとする。ただし、認定期間の最終年度末に交付金の残額がある場合は、速やかに返還しなければならない。

(令4告示62・一部改正)

(財産処分の制限)

第13条 交付決定団体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次の各号に掲げるものについては、町長の承認を受けずに交付金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で町長が定めるもの
- (3) その他町長が交付金等の交付の目的を達成するために特に必要と認めて定めるもの

2 前項の規定は、交付金等の終局の受領者について準用する。

3 第1項ただし書の規定により町長の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により町長の定める財産は、1件の取得価格10万円以上のものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則(令和4年4月27日告示第62号)

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助対象事業	経費の内容
農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く。)	国の実施要綱別紙1又は別紙2により、活動組織及び広域活動組織が行う、農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業(施設の長寿命化のための活動を除く。)に要する経費
資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)	国の実施要綱別紙2により、活動組織又は広域活動組織が行う、資源向上支払交付金に係る事業(施設の長寿命化のための活動)に要する経費
地域資源保全プランの策定に係る交付金	広域活動組織が、国の実施要綱別紙2の第4の3に定める、地域資源保全プランを策定するのに要する経費(ただし、設立当該年度のみ)
組織の広域化・体制強化に係る交付金	国の実施要綱別紙1又は別紙2により農地維持支払交付金に係る事業及び資源向上支払交付金に係る事業を行う広域活動組織が、国の実施要綱別紙2の第4の4に定める、広域化・体制強化を行うのに要する経費(ただし、設立当該年度のみ)

様式第 1 号（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金交付申請書

年度において、多面的機能支払交付金の交付を受けたいので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

新富町長 

多面的機能支払交付金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度多面的機能支払交付金については、下記のとおり決定しましたので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の交付に要する経費 金 円
- 2 交付金の額 金 円
- 3 交付の条件

様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

新富町長 様

住 所
組 織 名
代表者名

多面的機能支払交付金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度多面的機能支払交付金について、下記のとおり変更したいので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

(注) 変更内容を記載すること。

関係書類

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書

様式第4号(第8条関係)

第 号
年 月 日

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度多面的機能支払交付金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

（注）不可抗力となる中止（廃止）理由を記載すること。

様式第5号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

新富町長 

多面的機能支払交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度多面的機能支払交付金の変更については、下記のとおり決定しましたので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の交付に要する経費 金 円
- 2 交付金の額 金 円
- 3 交付の条件

様式第 6 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金中止（廃止）決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度多面的機能支払交付金について、下記のとおり承認しましたので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第 8 条の規定により、通知します。

記

（注）不可抗力となる中止（廃止）理由を記載すること。

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知書に基づく 年度多面的機能支払交付金を交付くださるよう新富町多面的機能支払交付金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて請求します。

記

請求金額 金 円

添付書類
多面的機能支払交付金交付決定通知書（写し）

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知書に基づく 年度多面的機能支払交付金を交付くださるよう新富町多面的機能支払交付金交付要綱第 9 条の規定により関係書類を添えて概算払請求します。

記

請求金額 金 円

添付書類
多面的機能支払交付金交付決定通知書（写し）

様式第9号(第10条関係)

第 号
年 月 日

新富町長 殿

住 所
組 織 名
代表者名 印

多面的機能支払交付金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度多面的機能支払
交付金実績について、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第10条の規定により、関係
書類を添えて、報告します。

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

新富町長 

多面的機能支払交付金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付決定(変更交付決定)のあった 年度多面的機能支払交付金については、下記のとおり確定しましたので、新富町多面的機能支払交付金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円